

函館市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう、地域住民と事業所、行政など関係機関が相互に連携・協力し、高齢者の見守り体制を構築するとともに、支援が必要な高齢者を早期に把握し、適切な支援につなげることを目的に実施する函館市高齢者見守りネットワーク事業（以下「見守りネットワーク事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 見守りネットワーク事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 高齢者の実態把握（以下「実態把握」という。）
- (2) 民間事業者等との函館市地域見守り活動に関する協定（以下「見守り協定」という。）の締結

(実施主体)

第3条 見守りネットワーク事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。ただし、実態把握の一部は、函館市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、市から受託する総合相談支援業務（介護保険法第115条の4第2項第1号に掲げる事業をいう。）として実施するものとする。

(実態把握)

第4条 市およびセンターは、支援が必要な高齢者を早期に把握し、適切な支援を行うため、訪問などによる高齢者の実態把握を行うものとする。

2 実態把握の対象者（以下「対象者」という。）は、市に住所を有する在宅の75歳以上の単身世帯の者とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 介護サービス（介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型サービスを含む。）を利用している者
- (2) 函館市「食」の自立支援事業を利用している者
- (3) 函館市社会福祉協議会が設置する在宅福祉委員会が行う訪問安否確認サービスを利用している者
- (4) その他、関係機関等からの情報収集により、実態把握をする必要がないと認められる者

3 市は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 単身高齢者の名簿作成（前項各号の情報を記載したものとする。）
- (2) 対象者に対する実態把握実施の事前連絡
- (3) 実態把握実施地区の住民組織（民生児童委員協議会、町会および在宅福祉委員会をいう。）への協力依頼

4 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 名簿搭載者に係る関係機関等からの情報収集
- (2) 対象者の選定
- (3) 対象者宅への訪問および「利用者基本情報」の作成
- (4) 対象者の状況に応じた地域の保健・医療・福祉サービスや関係機関・制度の利用および地域の見守りにつなげるなどの支援

(見守り協定の締結)

第5条 市は、市内で事業活動を行い、見守りネットワーク事業の趣旨に賛同する民間事業者等（以下「事業者」という。）と見守り協定を締結するものとし、協定書の様式は、様式第1号を標準様式とする。

2 事業者は、見守り協定の締結に当たっては、事前に様式第2号の申出書を市に提出するものとする。

3 市は、事業者が高齢者等の見守りを連携事項に含む「協働のまちづくりに関する協定」を締結する場合は、前2項の手続きを省略することができる。

4 協定事業者（前項に該当する協定を締結した事業者を含む。以下同じ。）は、見守りネットワーク事業の趣旨を従業者に周知し、通常の業務活動中に支援や保護を求められた場合および訪問先などで異変等を見つけたときは、市に相談・通報するよう努めるものとする。

5 市は、前項の相談・通報を受けた場合、速やかに関係機関と連携し、適切な対応を行う。

6 市は、協定事業者と定期的に連絡会議等を開催し、協定事業者からの活動報告、意見交換などを実施するものとする。

(広報)

第6条 市およびセンターは、見守りネットワーク事業の実施について、市民や関係機関、市内事業所に対し協力を依頼するとともに広報紙等を通じて、広く周知を図るものとする。

(秘密の保持)

第7条 見守りネットワーク事業の関係者は、活動上知り得た個人情報の保護に万全を期するとともに、正当な理由なしにその活動に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、見守りネットワーク事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

函館市地域見守り活動に関する協定書

函館市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、高齢者等の見守り活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、甲と乙が連携し、孤立の防止および支援の必要な者を把握することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 乙の通常の業務活動中に、支援や保護を求められた場合または訪問先などで異変等を発見したときは、業務の支障のない範囲で甲に通報するよう努めるものとする。

2 前項の通報に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の通報を受けた場合は、速やかに関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の通報を行わなかった場合であっても、その後生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲および乙は、本協定にかかる見守り活動に関して知り得た個人情報を、当該者の了承を得ずに第三者に漏らしてはならない。この協定書に基づく連携が終了した後においても同様とする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項またはこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとし、有効期間満了の日の1月前までに甲および乙のいずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市長 ○ ○ ○ ○

函館市〇〇町〇番〇号

乙 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

函館市地域見守り活動に関する協定締結申出書

年 月 日

函館市長 様

申出者 所在地
名 称
代表者職氏名

㊟

函館市高齢者見守りネットワーク事業の趣旨に賛同し、函館市と「函館市地域見守り活動に関する協定」を締結したいので、次のとおり申し出ます。

事業所名称		
事業所所在地		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
事業概要		
見守りの取組内容		